に、

| | |
|---|---|
| 百五十九　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階 | 三十六　防衛装備庁長官、防衛技監及び防衛装備庁の内部部局 |
| | 百六十　防衛装備庁の属する職制上の段階 |
| | 百六十一　防衛装備庁の属する職制上の段階 |
| | 百六十二　防衛装備庁内部部局（防衛装備庁と一の下位に置かれる内部部局をいう。）の属する職制上の段階 |

係員

を

| | |
|---|---|
| 百六十三　防衛装備庁内部部局の課の属する職制上の段階 | |
| 百六十四　防衛装備庁内部部局の課に属する事務を分掌する職制上の段階 | |
| 百六十五　第百六十号又は前号に規定する職に補佐しつつ第百七号、規則で定めるところにより、これらの職の事務を整理する職制上の段階 | |
| 百六十六　防衛装備庁内部部局の課に属する事務を分掌する職制上の段階 | |
| 百六十七　前号に規定する官職の指揮を受ける官職の属する職制上の段階 | |
| 百六十八　防衛装備庁研究所長及び先進技術推進センター長の職制上の段階 | |
| 百六十九　防衛装備庁に置かれる研究所（研究所の一部長の属する研究所を除く。）の長の職制上の段階 | 三十七　防衛装備庁に置かれる研究所及び先進技術推進センター |
| 百七十　研究所の先進技術推進センターの室の長の職制上の段階 | |
| 百七十一　前号に規定する官職又は第百七十号に規定する官職の事務を整理する職制上の段階 | |
| 百七十二　研究所の先進技術推進センターの室の係の分掌する事務を処理する職制上の段階 | |
| 百七十三　前号に規定する官職の指揮を受ける官職の属する職制上の段階 | |